

ラモトリギン錠25mg/100mg「JG」に係る
医薬品リスク管理計画書

本資料に記載された情報に係る権利及び内容の責任については日本ジェネリック株式会社にあります。

当該情報を適正使用以外の営利目的に利用することはできません。

日本ジェネリック株式会社

ラモトリギン錠 25mg/100mg 「JG」に係る
医薬品リスク管理計画書 (RMP) の概要

| | | | |
|--------|---------------------------------------|--------|----------------|
| 販売名 | ラモトリギン錠25mg 「JG」 ラモトリギン錠100mg 「JG」 | 有効成分 | ラモトリギン |
| 製造販売業者 | 日本ジェネリック株式会社 | 薬効分類 | 87113 87117 |
| 提出年月 | | 令和2年9月 | |

| 1.1. 安全性検討事項 | | | | | |
|--|----|-----------------------------|----|-----------|---|
| 【重要な特定されたリスク】 | 頁 | 【重要な潜在的リスク】 | 頁 | 【重要な不足情報】 | 頁 |
| 中毒性表皮壊死融解症 (Toxic Epidermal Necrolysis) 及び皮膚粘膜眼症候群 (Stevens-Johnson 症候群) | 6 | 自殺行動、自殺念慮 | 11 | なし | |
| 薬剤性過敏症症候群 | 7 | 生殖発生毒性 | 12 | | |
| 肝炎、肝機能障害及び黄疸 | 8 | 腎機能障害患者への投与 | 13 | | |
| 再生不良性貧血、汎血球減少、無顆粒球症 | 9 | 肝機能障害患者への投与 | 13 | | |
| 無菌性髄膜炎 | 9 | | | | |
| 血球貪食症候群 | 10 | | | | |
| 1.2. 有効性に関する検討事項 | | | | | |
| 使用実態下における有効性 | | 14 | | | |

↓上記に基づく安全性監視のための活動

| 2. 医薬品安全性監視計画の概要 | 頁 |
|-------------------------------|----|
| 通常の医薬品安全性監視活動 | 14 |
| 追加の医薬品安全性監視活動 | |
| なし | |
| 3. 有効性に関する調査・試験の計画の概要 | 頁 |
| なし | |

↓上記に基づくリスク最小化のための活動

| 4. リスク最小化計画の概要 | 頁 |
|----------------------------------|----|
| 通常のリスク最小化活動 | 15 |
| 追加のリスク最小化活動 | |
| 医療従事者向け資材の作成及び配布 | 15 |
| 患者向け資材の作成及び配布 | 16 |

各項目の内容は RMP の本文でご確認下さい。

医薬品リスク管理計画書

令和2年9月16日

独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長 殿

住所：東京都千代田区丸の内1-9-1

氏名：日本ジェネリック株式会社

代表取締役社長 三津原 庸介 印

標記について次のとおり提出します。

| 品目の概要 | | | |
|--------|--|------|--|
| 承認年月日 | 2018年2月15日 | 薬効分類 | 87113 87117 |
| 再審査期間 | 該当なし | 承認番号 | ①23000AMX00330000 ②23000AMX00331000 |
| 国際誕生日 | 1990年11月5日 | | |
| 販売名 | ①ラモトリギン錠25mg「JG」 ②ラモトリギン錠100mg「JG」 | | |
| 有効成分 | ラモトリギン | | |
| 含量及び剤型 | ①1錠中にラモトリギン25mgを含有する錠剤 ②1錠中にラモトリギン100mgを含有する錠剤 | | |
| 用法及び用量 | ○てんかん患者に用いる場合： 成人： (1)単剤療法の場合（部分発作（二次性全般化発作を含む）及び強直間代発作に用いる場合）： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日25mgを1日1回経口投 | | |

| | |
|---------------|--|
| <p>用法及び用量</p> | <p>与し、次の2週間は1日50mgを1日1回経口投与し、5週目は1日100mgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として最大100mgずつ漸増する。維持用量は1日100～200mgとし、1日1回又は2回に分割して経口投与する。症状に応じて適宜増減するが、増量は1週間以上の間隔をあけて1日量として最大100mgずつ、1日用量は最大400mgまでとし、いずれも1日1回又は2回に分割して経口投与する。</p> <p>(2)バルプロ酸ナトリウムを併用する場合： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1回25mgを隔日に経口投与し、次の2週間は1日25mgを1日1回経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として25～50mgずつ漸増する。維持用量は1日100～200mgとし、1日2回に分割して経口投与する。</p> <p>(3)バルプロ酸ナトリウムを併用しない場合： (3)-i)本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤を併用する場合： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日50mgを1日1回経口投与し、次の2週間は1日100mgを1日2回に分割して経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として最大100mgずつ漸増する。維持用量は1日200～400mgとし、1日2回に分割して経口投与する。</p> <p>(3)-ii) (3)-i)以外の薬剤を併用する場合： 単剤療法の場合に従う。</p> <p>小児： (1)単剤療法の場合（定型欠神発作に用いる場合）： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日0.3mg/kgを1日1回又は2回に分割して経口投与し、次の2週間は1日0.6mg/kgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として最大0.6mg/kgずつ漸増する。維持用量は1日1～10mg/kgとし、1日1回又は2回に分割して経口投与する。症状に応じて適宜増減するが、増量は1週間以上の間隔をあけて1日量として最大0.6mg/kgずつ、1日用量は最大200mgまでとし、いずれも1日1回又は2回に分割して経口投与する。</p> <p>(2)バルプロ酸ナトリウムを併用する場合： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日0.15mg/kgを1日1回経口投与し、次の2週間は1日0.3mg/kgを1日1回経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として最大0.3mg/kgずつ漸増する。維持用量は、バルプロ酸ナトリウムに加えて本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤を併用する場合は1日1～5mg/kgとし、本剤のグルクロ</p> |
|---------------|--|

| | |
|--|---|
| | <p>ン酸抱合を誘導する薬剤を併用していない場合は1日1～3mg/kgとし、1日2回に分割して経口投与する。なお、1日用量は最大200mgまでとする。</p> <p>(3)バルプロ酸ナトリウムを併用しない場合：</p> <p>(3)-i)本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤を併用する場合： 通常、ラモトリギンとして最初の2週間は1日0.6mg/kgを1日2回に分割して経口投与し、次の2週間は1日1.2mg/kgを1日2回に分割して経口投与する。その後は、1～2週間毎に1日量として最大1.2mg/kgずつ漸増する。維持用量は1日5～15mg/kgとし、1日2回に分割して経口投与する。なお、1日用量は最大400mgまでとする。</p> <p>(3)-ii) (3)-i)以外の薬剤を併用する場合： バルプロ酸ナトリウムを併用する場合に従う。</p> <p>○双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制に用いる場合：</p> <p>(1)単剤療法の場合： 通常、成人にはラモトリギンとして最初の2週間は1日25mgを1日1回経口投与、次の2週間は1日50mgを1日1回又は2回に分割して経口投与し、5週目は1日100mgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。6週目以降は維持用量として1日200mgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。症状に応じて適宜増減するが、増量は1週間以上の間隔をあけて1日量として最大100mgずつ、1日用量は最大400mgまでとし、いずれも1日1回又は2回に分割して経口投与する。</p> <p>(2)バルプロ酸ナトリウムを併用する場合： 通常、成人にはラモトリギンとして最初の2週間は1回25mgを隔日に経口投与、次の2週間は1日25mgを1日1回経口投与し、5週目は1日50mgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。6週目以降は維持用量として1日100mgを1日1回又は2回に分割して経口投与する。症状に応じて適宜増減するが、増量は1週間以上の間隔をあけて1日量として最大50mgずつ、1日用量は最大200mgまでとし、いずれも1日1回又は2回に分割して経口投与する。</p> <p>(3)バルプロ酸ナトリウムを併用しない場合：</p> <p>(3)-i)本剤のグルクロン酸抱合を誘導する薬剤を併用する場合： 通常、成人にはラモトリギンとして最初の2週間は1日50mgを1日1回経口投与、次の2週間は1日100mgを1日2回に分割して経口投与し、5週目は1日200mgを1日2回に分割して経口投与する。6週目は1日300mgを1日2回に分割して経口投与し、7週目以降は維持用量として1日300～400mgを1日2回に分割して経口投与する。症状に応じ</p> |
|--|---|

| | |
|--------|---|
| | <p>て適宜増減するが、増量は1週間以上の間隔をあけて1日量として最大100mgずつ、1日用量は最大400mgまでとし、いずれも1日2回に分割して経口投与する。</p> <p>(3)-ii) (3)-i)以外の薬剤を併用する場合： 単剤療法の場合に従う。</p> |
| 効能又は効果 | <p>てんかん患者の下記発作に対する単剤療法</p> <p>部分発作（二次性全般化発作を含む） 強直間代発作 定型欠伸発作</p> <p>他の抗てんかん薬で十分な効果が認められないてんかん患者の下記発作に対する抗てんかん薬との併用療法</p> <p>部分発作（二次性全般化発作を含む） 強直間代発作</p> <p>Lennox-Gastaut 症候群における全般発作</p> <p>双極性障害における気分エピソードの再発・再燃抑制</p> |
| 承認条件 | <p>医薬品リスク管理計画を策定の上、適切に実施すること。</p> |
| 備考 | <p>・ 「先発医薬品ラミクタール錠 25mg」及び「先発医薬品ラミクタール錠 100mg」に対する後発医薬品</p> |

| | |
|--|--|
| <p>変更の履歴</p> | |
| <p>前回提出日</p> <p>令和2年1月23日</p> | |
| <p>変更内容の概要：</p> <p>1. 以下の項より、小児の定型欠伸発作に対する単剤療法の特定使用成績調査についての記載を削除した。</p> <p>1. <u>医薬品リスク管理計画の概要</u></p> <p> 1.1 <u>安全性検討事項(重要な特定されたリスク、重要な潜在的リスク)</u></p> <p> <u>追加の医薬品安全性監視活動</u></p> <p> 1.2 <u>有効性に関する検討事項</u></p> <p>2. <u>医薬品安全性監視計画の概要</u></p> <p> <u>追加の医薬品安全性監視活動</u></p> <p>3. <u>有効性に関する調査・試験の計画の概要</u></p> <p>5. <u>医薬品安全性監視計画、有効性に関する調査・試験の計画及びリスク最小化計画の一覧</u></p> <p> <u>5.1 医薬品安全性監視計画の一覧</u></p> | |

追加の医薬品安全性監視活動

5.2有効性に関する調査・試験の計画の一覧

変更理由：

1. 先発医薬品の「小児の定型欠神発作に対する単剤療法の特定制成績調査」の終了に伴う改訂による変更。

1. 医薬品リスク管理計画の概要

1. 1 安全性検討事項

| 重要な特定されたリスク | |
|---|--|
| 中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）及び皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群） | |
| | <p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none">・先発医薬品において、臨床試験データから、ラモトリギンと重篤な発疹を含む過敏症反応との関連性が強く示されている。ラモトリギンの臨床試験において報告された発疹の多くは、自然治癒する軽度又は中等度の斑状丘疹状皮疹であり、一般的にラモトリギンの投与開始から 8 週間以内に発現し、投与中止に伴い消失する。ただし、まれに、入院あるいはラモトリギンの投与中止を要する重篤発疹も報告されており、これらには、皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）及び中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）のような生命を脅かすおそれのあるものが含まれていた。また、重篤な発疹の発現率は、成人より小児において高いとの結果も認められている（全世界の小児てんかん患者における入院を要した発疹の発現率は 1/300～1/100 であった）。更に、承認用量より高い用量を投与した場合、バルプロ酸を併用した場合は、発疹のリスクが増加する。・先発医薬品において、国内外製造販売後情報からも本剤との関連性が否定できない中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）及び皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）等の重篤な皮膚障害の症例が報告されている。製造販売後に報告された重篤な皮膚障害の症例には、初期漸増時において、承認用量より高い用量を投与した症例や増量タイミングが承認された用法・用量より早い症例が含まれている。・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「警告」、「用法及び用量に関連する注意」、「重要な基本的注意」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重大な副作用」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・通常の医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常の医薬品安全性監視活動により、中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）及び皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）の発現状況について情報収集を行う。</p> |

| | |
|------------------|---|
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「警告」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項、並びに患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 ・追加のリスク最小化計画として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療従事者向け資材の作成及び配布 2. 患者向け資材の作成及び配布 <p>【選択理由】</p> <p>中毒性表皮壊死融解症及び皮膚粘膜眼症候群の発現において、特に注意が必要な本剤の初期投与量、漸増方法等について医療従事者に提供することで、用法・用量遵守の重要性に関する理解を促す。また、小児において重篤な皮膚障害の発現率が高いこと、中毒性表皮壊死融解症及び皮膚粘膜眼症候群の初期症状に注意し発現を早期に発見すること、初期症状が認められた場合には皮膚科専門医へ早期に相談すること等の重篤化を防ぐ具体的な対応を医療従事者及び患者に対し情報提供し、中毒性表皮壊死融解症及び皮膚粘膜眼症候群の早期発見及び適切な処置の実施を促す。</p> |
| <p>薬剤性過敏症症候群</p> | |
| | <p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品の海外臨床試験及び国内外製造販売後情報から本剤との関連性が否定できない薬剤性過敏症症候群症例が報告されている。臨床症状は広範囲にわたる重大な症状としてあらわれ、発疹、発熱、リンパ節腫脹、顔面浮腫、血液障害（好酸球増多、白血球増加、異型リンパ球の出現）及び臓器障害（肝機能障害等）等の種々の全身症状を併発する。 ・先発医薬品の製造販売後に報告された薬剤性過敏症症候群の症例には、初期漸増時において、承認用量より高い用量を投与した症例や増量タイミングが承認された用法・用量より早い症例が含まれている。 ・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「警告」、「用法及び用量に関連する注意」、「重要な基本的注意」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「重大な副作用」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常 of 医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常 of 医薬品安全性監視活動により、薬剤性過敏症症候群の発現状況について情報収集を行う。</p> |

| | |
|---------------------|---|
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「警告」、「用法・用量に関連する使用上の注意」、「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「重大な副作用」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 ・追加のリスク最小化計画として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療従事者向け資材の作成及び配布 2. 患者向け資材の作成及び配布 <p>【選択理由】</p> <p>薬剤性過敏症症候群の発現において、特に注意が必要な本剤の初期投与量、漸増方法等について医療従事者に情報提供することで、用法・用量遵守の重要性に関する理解を促す。小児において重篤な皮膚障害の発現率が高いこと、薬剤性過敏症症候群の初期症状に注意し発現を早期に発見すること、初期症状が認められた場合には皮膚科専門医へ早期に相談すること等の重篤化を防ぐ具体的な対応を医療従事者及び患者に対し情報提供し、薬剤性過敏症症候群の早期発見及び適切な処置の実施を促す。</p> |
| <p>肝炎、肝機能障害及び黄疸</p> | |
| | <p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品の国内の臨床試験において、肝炎、肝機能障害又は黄疸が認められている（0.1%未満）。 ・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「重大な副作用」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常 of 医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常 of 医薬品安全性監視活動により、肝炎、肝機能障害及び黄疸の発現状況について情報収集を行う。</p> |
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常 of リスク最小化活動として、添付文書の「重大な副作用」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 <p>【選択理由】</p> <p>医療従事者及び患者に対し肝炎、肝機能障害及び黄疸について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。</p> |

再生不良性貧血、汎血球減少、無顆粒球症

重要な特定されたリスクとした理由：

- ・先発医薬品の海外臨床試験及び国内外製造販売後情報において、再生不良性貧血、汎血球減少、無顆粒球症といった血液障害が認められている（頻度不明）。観察を十分に行い、本剤投与中に異常が認められた場合は本剤の中止等適切な措置をとる必要がある。
- ・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「重大な副作用」の項で注意喚起されている。

医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：

【内容】

- ・通常の医薬品安全性監視活動

【選択理由】

通常の医薬品安全性監視活動により、再生不良性貧血、汎血球減少及び無顆粒球症の発現状況について情報収集を行う。

リスク最小化活動の内容及びその選択理由：

【内容】

- ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「重大な副作用」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。

【選択理由】

医療従事者及び患者に対し再生不良性貧血、汎血球減少及び無顆粒球症について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。

無菌性髄膜炎

重要な特定されたリスクとした理由：

- ・先発医薬品の海外情報から本剤との関連性が否定できない無菌性髄膜炎が報告されている（頻度不明）。無菌性髄膜炎は、一般的には本剤の中止に伴い回復するが、再投与により再発する場合がある。先発医薬品において、本剤の再投与により、更に重篤な症状を伴う無菌性髄膜炎が投与後すぐに再発したとの報告がある。無菌性髄膜炎のために投与中止した患者には再投与するべきではない。
- ・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「重大な副作用」の項で注意喚起されている。

| | |
|----------------|--|
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常の医薬品安全性監視活動により、無菌性髄膜炎の副作用発現状況について情報収集を行う。</p> |
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「重大な副作用」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 <p>【選択理由】</p> <p>医療従事者及び患者に対し無菌性髄膜炎について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。</p> |
| <p>血球貪食症候群</p> | |
| | <p>重要な特定されたリスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先発医薬品の国内外製造販売後情報から本剤との関連性が否定できない血球貪食症候群の症例が報告されている（頻度不明）。血球貪食症候群は稀であるが、発症すると重篤で生命を脅かす疾患である。臨床症状は、発熱、発疹、神経症状、脾腫、リンパ節腫脹、血球減少、高フェリチン血症、高トリグリセリド血症、肝機能障害、血液凝固障害等が認められる。 ・先発医薬品において、「重要な特定されたリスク」とされており、添付文書の「重大な副作用」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常の医薬品安全性監視活動により、血球貪食症候群の副作用発現状況について情報収集を行う。</p> |

| |
|---|
| <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「重大な副作用」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 ・追加のリスク最小化計画として、以下を実施する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 医療従事者向け資材の作成及び配布 2. 患者向け資材の作成及び配布 <p>【選択理由】</p> <p>医療従事者及び患者に対し血球貪食症候群について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。</p> |
|---|

| 重要な潜在的リスク | |
|---|--|
| 自殺行動、自殺念慮 | |
| <p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・FDA が行った 11 種類の抗てんかん薬に関するメタアナリシスで、抗てんかん薬と自殺念慮及び自殺行動との関連性が示された。ラモトリギンを含む抗てんかん薬の無作為化プラセボ対照比較臨床試験及びメタアナリシスのデータから、自殺念慮又は自殺行動のリスクがわずかに上昇することが示されており、ラモトリギンによるリスク増加の可能性は除外できない。 ・先発医薬品において、「重要な潜在的リスク」とされており、添付文書の「重要な基本的注意」、「特定の背景を有する患者に関する注意」、「その他の注意」の項で注意喚起されている。 | |
| <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常 of 医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常 of 医薬品安全性監視活動により、自殺行動及び自殺念慮の発現状況を把握する。</p> | |
| <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常 of リスク最小化活動として、添付文書の「慎重投与」、「重要な基本的注意」、「その他の注意」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 <p>【選択理由】</p> <p>医療従事者及び患者に対し自殺行動、自殺念慮について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。</p> | |

生殖発生毒性

重要な潜在的リスクとした理由：

・先発医薬品の動物を用いた生殖発生毒性試験においてヒトの治療量を超える用量のラモトリギンの投与で催奇形性作用は認められなかったが、本剤はジヒドロ葉酸還元酵素に対し弱い阻害作用を有するため、妊娠中の母親へ葉酸阻害剤を投与することにより、理論的にはヒトの胎児奇形を誘発するリスクがある。

また、妊娠中に、ラモトリギンの血中濃度や治療効果に影響がみられる可能性がある（先発医薬品において、妊娠中にラモトリギンの血中濃度が低下したという報告がある）。

・先発医薬品の海外の市販後における複数のプロスペクティブな妊娠調査より、妊娠第1三半期にラモトリギンが単独投与された総計2000例以上の妊娠の転帰情報が収集されている。いくつかの妊娠調査において孤発性の口蓋口唇裂奇形の発現リスク上昇が報告されているが、先天的大奇形の発現リスクの実質的な上昇を示唆するデータはない。ケースコントロール研究においては、他の奇形と比較して、口蓋口唇裂奇形の発現リスクが高いとの結果は得られていない。他の薬剤による先天異常発現リスクに対して、ラモトリギンの併用が影響を及ぼすかどうかを評価するには、多剤併用療法におけるラモトリギンの使用に関するデータが十分に得られていない。

・先発医薬品において、「重要な潜在的リスク」とされており、添付文書の「特定の背景を有する患者に関する注意」の項で注意喚起されている。

医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：

【内容】

・通常の医薬品安全性監視活動

【選択理由】

通常の医薬品安全性監視活動により、生殖発生毒性の発現状況を把握する。

リスク最小化活動の内容及びその選択理由：

【内容】

・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「妊婦、産婦、授乳婦等への投与」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。

【選択理由】

医療従事者及び患者に対し妊婦への投与について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。

| 腎機能障害患者への投与 | |
|-------------|---|
| | <p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・腎不全患者は、腎クリアランスが低下しているため、主代謝物（グルクロン酸抱合体）の血漿中濃度が健康成人よりも高くなることがある。 ・先発医薬品において、「重要な潜在的リスク」とされており、添付文書の「特定の背景を有する患者に関する注意」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常の医薬品安全性監視活動により、腎機能障害患者における副作用発現状況を把握する。</p> |
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「慎重投与」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 <p>【選択理由】</p> <p>医療従事者及び患者に対し腎機能障害患者への投与について情報提供し、適正使用に関する理解を促す。</p> |
| 肝機能障害患者への投与 | |
| | <p>重要な潜在的リスクとした理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肝機能障害患者は、ラモトリギンのクリアランスが低下し、消失半減期が延長することがある。 ・先発医薬品において、「重要な潜在的リスク」とされており、添付文書の「特定の背景を有する患者に関する注意」の項で注意喚起されている。 |
| | <p>医薬品安全性監視活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の医薬品安全性監視活動 <p>【選択理由】</p> <p>通常の医薬品安全性監視活動により、肝機能障害患者における副作用発現状況を把握する。</p> |
| | <p>リスク最小化活動の内容及びその選択理由：</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常のリスク最小化活動として、添付文書の「用法・用量に関連する使用上の注意」「慎重投与」の項及び患者向医薬品ガイドに記載して注意喚起する。 |

| | |
|--|--|
| | <p>【選択理由】 医療従事者及び患者に対し肝機能障害患者への投与について情報提供し、適正使用に関する理解を促すため。</p> |
|--|--|

| |
|---------|
| 重要な不足情報 |
| 該当なし |

1. 2 有効性に関する検討事項

| | |
|--------------|--|
| 使用実態下における有効性 | |
| | <p>有効性に関する検討事項とした理由： 日本人の定型欠神発作と診断された小児（15歳未満）のてんかん患者を対象として、使用実態下における本剤単剤療法時の有効性に関する情報収集を行うため。</p> |
| | <p>有効性に関する調査・試験の名称： <u>該当なし</u></p> |
| | <p>調査・試験の目的、内容及び手法の概要並びに選択理由： <u>該当なし</u></p> |

2. 医薬品安全性監視計画の概要

| |
|--|
| 通常の医薬品安全性監視活動 |
| <p>通常の医薬品安全性監視活動の概要： 副作用、文献・学会情報及び外国措置報告等の収集・確認・分析に基づく安全性対策の検討（及び実行）</p> |
| 追加の医薬品安全性監視活動 |
| <u>該当なし</u> |

3. 有効性に関する調査・試験の計画の概要

| |
|-------------|
| <u>該当なし</u> |
|-------------|

4. リスク最小化計画の概要

| | |
|---|--|
| 通常のリスク最小化活動 | |
| 通常のリスク最小化活動の概要： 添付文書及び患者向医薬品ガイドによる情報提供 | |
| 追加のリスク最小化活動 | |
| 医療従事者向け資材の作成及び配布 | |
| <p>【安全性検討事項】 中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）及び皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）、薬剤性過敏症症候群、血球貪食症候群</p> <p>【目的】 本剤の安全性の包括的な情報、安全性検討事項の発現状況、早期検出と適切な診断・治療のための情報及び用法・用量遵守の重要性に関する情報を提供する。先発医薬品の製造販売後に重篤な皮膚障害を発現し死亡に至った症例が集積したため皮膚障害に関連する注意喚起を徹底する。 先発医薬品において、製造販売後に血球貪食症候群を発現した症例が集積した。血球貪食症候群は重篤な皮膚障害と初期症状が類似するため情報提供及び注意喚起を実施する。</p> <p>【具体的な方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MR が医療機関に提供、説明し、資材の活用を依頼する。特に新規納入施設に対しては資材を用いて適正使用に関する情報提供を徹底し、既納入施設に対しては資材を用いて適正使用の定期的な情報提供を行う。 ・企業ホームページに掲載する。 <p>【節目となる予定の時期、実施した結果に基づき採択される可能性がある更なる措置】</p> <p>医薬品リスク管理計画に関する評価報告書提出時において、安全性検討事項の発現件数と販売量の推移を確認する。本結果から、リスク最小化策の更なる強化が必要と判断される場合、また新たな安全性検討事項が認められた場合には資材の改訂、配布方法等の実施方法の改訂、追加の資材作成等を検討する。既納入施設への適正使用の定期的な情報提供は、少なくとも 1 年に 1 回の頻度で行う。ただし、安全性検討事項の発現件数と販売量の推移の確認結果、頻度を変更する必要があると判断した場合は頻度を変更する。</p> <p>報告の予定時期：医薬品リスク管理計画に関する評価報告書の提出時（承認以降、毎年 12 月提出）</p> | |

患者向け資材の作成及び配布

【安全性検討事項】

中毒性表皮壊死融解症（Toxic Epidermal Necrolysis）及び皮膚粘膜眼症候群（Stevens-Johnson 症候群）、薬剤性過敏症症候群、血球貪食症候群

【目的】

本剤の服用方法、よくみられる副作用、副作用発現時の対処法等の情報を提供する。先発医薬品の製造販売後に重篤な皮膚障害を発現し死亡に至った症例が集積したため皮膚障害に関連する注意喚起を徹底する。

先発医薬品において、製造販売後に血球貪食症候群を発現した症例が集積した。血球貪食症候群は重篤な皮膚障害と初期症状が類似するため注意喚起を実施する。

【具体的な方法】

- ・MR が医療機関に提供、説明し、当該資材の活用を依頼する。
- ・企業ホームページに掲載する。

【節目となる予定の時期、実施した結果に基づき採択される可能性がある更なる措置】

医薬品リスク管理計画に関する評価報告書提出時において、安全性検討事項の発現件数と販売量の推移を確認する。本結果から、リスク最小化策の更なる強化が必要と判断される場合、また新たな安全性検討事項が認められた場合には資材の改訂、配布方法等の実施方法の改訂、追加の資材作成等を検討する。

報告の予定時期：医薬品リスク管理計画に関する評価報告書の提出時（承認以降、毎年 12 月提出）

5. 医薬品安全性監視計画、有効性に関する調査・試験の計画及びリスク最小化計画の一覧

5. 1 医薬品安全性監視計画の一覧

| |
|---|
| 通常の医薬品安全性監視活動 |
| 副作用、文献・学会情報及び外国措置報告等の収集・確認・分析に基づく安全性対策の検討（及び実行） |
| 追加の医薬品安全性監視活動 |
| 該当なし |

5. 2 有効性に関する調査・試験の計画の一覧

| 有効性に関する調査・試験の名称 | 節目となる症例数／目標症例数 | 節目となる予定の時期 | 実施状況 | 報告書の作成予定日 |
|-----------------|----------------|------------|------|-----------|
| 該当なし | | | | |

5. 3 リスク最小化計画の一覧

| 通常のリスク最小化活動 | | |
|---|--|------|
| 添付文書及び患者向医薬品ガイドによる情報提供 | | |
| 追加のリスク最小化活動 | | |
| 追加のリスク最小化活動の名称 | 節目となる 予定の時期 | 実施状況 |
| 医療従事者向け資材（ラモトリギン錠「JG」の適正使用のお願い）の作成及び配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年ごと ・リスク最小化活動の更なる強化が必要と判断された場合又は新たな安全性検討事項が認められた場合 報告の予定時期：医薬品リスク管理計画に関する評価報告書の提出時（毎年12月提出） | 実施中 |
| 患者向け資材（ラモトリギン錠「JG」を服用される患者さまとご家族の方へ）の作成及び配布 | <ul style="list-style-type: none"> ・1年ごと ・リスク最小化活動の更なる強化が必要と判断された場合又は新たな安全性検討事項が認められた場合 報告の予定時期：医薬品リスク管理計画に関する評価報告書の提出時（毎年12月提出） | 実施中 |